平成２３年（フ）第３６号
三重県熊野市有馬町1417番地１、前住所三重県熊野市木本町610番地の６
債務者　伊藤　常子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第１０３号
滋賀県近江八幡市桜宮町211番地１　オオケイビル611号、前住所奈良県桜井市大字上之庄520番地
債務者　水野　千歳
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１００２号
神戸市兵庫区永沢町４丁目２番11号　グリーンヒル403、従前の住所神戸市兵庫区水木通２丁目２番22―306号
債務者　山﨑　　望
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０９０号
兵庫県三田市中町１番13―207号、従前の住所佐賀県鳥栖市曽根崎町1418番地１県営曽根崎住宅311
債務者　村川　直也
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５５８号
神戸市中央区日暮通５丁目１番３号　整優マンション201
債務者　ビーグッドカンパニーこと　山本　俊樹
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７０７号
神戸市須磨区白川台２丁目37番地の３　県住９―392号
債務者　宮田　末枝
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６８号
兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目５番２―316号
債務者　眞島　洋喜
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２４３号
兵庫県宝塚市安倉北２丁目12番11―203号
債務者　秋永　　恵
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２９２号
兵庫県川西市南花屋敷１丁目４番23―302号
債務者　服部　房子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第６８号
広島県尾道市向島町7995番地３　マリンピア向島1301
債務者　林　　和衛
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第８９号
鹿児島県薩摩川内市御陵下町35番17号
債務者　下[門]　　学
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第９０号
鹿児島県薩摩川内市御陵下町35番17号
債務者　下[門]　禮子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第９２号
鹿児島県薩摩川内市東郷町斧渕688番地２、前住所福岡市中央区高砂１丁目21番18―1204号
債務者　塩満　亮太
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
長野県諏訪市渋崎1792―413―102、住民票上の住所北海道札幌市中央区北３条西７丁目１番地　緑苑ビル913号
債務者　山上　　勝
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第２５９号
徳島県徳島市津田浜之町６番４―445、住民票上の住所徳島県徳島市津田西町１丁目４番16―302号
債務者　坂東　幸治
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８７５号
高知市城山町187番地１　城山清涼ハイツ２号棟１－１Ｄ
債務者　市原　　誠
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３８０号
高知市[塚]ノ原61番地11　ピュアコート21―102号
債務者　山岡　照子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
高知地方裁判所破産係